

居宅療養管理指導 運営規程

第1条 早川歯科医院が実施する居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態ある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

に

第3条 早川歯科医院が実施する居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 早川歯科医院

2 所在地 長野県長野市南県町1041-3 新建新聞社第3ビル3階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

歯科医師 2人(常勤 1名 非常勤 1名)

歯科医師は、居宅を訪問し、歯科医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

歯科衛生士 2人(常勤 1名 非常勤 1名)

歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃、又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行い、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録する。利用者の口腔機能に応じて定期的に口腔機能のモニタリングを行い、必要に応じて管理指導計画の見直しを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 居宅療養管理指導および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 歯科医師による居宅療養管理指導

月曜日 から 金曜日
午前 9時 30分～12時 30分 午後 2時 00分～午後 7時 00分
土曜日
午前 9時 00分～13時 00分

(2) 歯科衛生士による居宅療養管理指導

月曜日 から 金曜日
午前 9時 30分～12時 30分 午後 2時 00分～午後 7時 00分
土曜日
午前 9時 00分～13時 00分

* ただし、国民の祝日及び早川歯科医院が定めた休日、緊急による休日等を除く。

* 電話などにより上記時間外においても連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者等又は家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要情報を提供する。
- 3 要介護者等又は家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額を利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等について
- 3 その他の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長野市(事業所から半径16km圏内)とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他の虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、居宅療養管理指導等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条

- 1 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は早川歯科医院が定めるものとする。

附則 この規程は 令和7年 9月 1日から施行する。